

宮前区子ども安全・安心協議会開催運営等要綱

(目的及び設置)

第1条 区内の学校、保護者をはじめ、地域住民、事業者、関係団体、警察、行政機関が連携・協働し、子どもを犯罪から守り、登下校時等における地域の安全を確保するなど、地域社会全体で子どもの日常生活の安全を確保し、子どもを含め地域住民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりのため、「宮前区子ども安全・安心協議会（以下「子ども安全協議会」という。）」を開催する。

(所掌事項)

第2条 子ども安全協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子どもの安全を確保し地域における安全で安心な地域環境を形成するための普及啓発に関すること。
- (2) 子どもの登下校時などの安全確保に関すること。
- (3) 不審者情報等地域の安全情報の共有化に関すること。
- (4) そのほか、第1条の目的を達成するために必要な関係者の連携・協力に関すること。

(構成)

第3条 子ども安全協議会は、別表に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

(組織)

第4条 子ども安全協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、宮前区青少年指導員連絡協議会会長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、宮前区PTA協議会会長、宮前地区防犯連絡協議会会長及び向丘地区防犯連絡協議会会長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、子ども安全協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども安全協議会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ブロック会議)

第6条 子ども安全協議会は、小学校区又は中学校区ごとにブロック会議を開催することができる。

(連絡会議)

第7条 子ども安全協議会は、ブロック会議の連携を図るための連絡会議を開催することができる。

(事務局)

第8条 子ども安全協議会の事務局は、宮前区役所に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども安全協議会で協議し定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

(改正期日) この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

(改正期日) この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

(改正期日) この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

(改正期日) この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(改正期日) この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区内市立小学校の代表
区内市立中学校の代表
区内PTA協議会の代表
区全町内・自治会連合会の代表
宮前防犯連絡協議会の代表
向丘防犯連絡協議会の代表
区社会福祉協議会の代表
区民生委員児童委員協議会の代表
区主任児童委員部会の代表
区地域教育会議の代表
区青少年指導員連絡協議会の代表
区交通安全母の会
区老人クラブ連合会の代表
区子ども連合会の代表
区内こども文化センターの代表
区内保育園の代表
区内幼稚園の代表
宮前警察署生活安全課長
同 交通課長
宮前区副区長
有馬わんわんクラブ
犬蔵自治会防犯部
白幡サンポリスクラブ
おかもちパトロール隊
NPO法人 防犯ネットワーク宮前支部
県理容生活衛生同業組合宮前支部
小学校区又は中学校区ごとのブロック会議の代表者